

中泉保育園 重要事項説明書

令和6年度

保育・教育の提供の開始にあたり、当園より説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設の目的及び運営方針

事業者の名称	社会福祉法人 庄栄会
事業者の所在地	浜松市中央区舘山寺町 2418 番地の 1
施設の名称	中泉保育園
施設の所在地	磐田市中泉 2414 番地の 1
目的	<p>保育所は日々保護者の委託を受けて、保育が必要なその乳児又は幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。</p> <p>また、入所する子どもの最善の利益を考慮し、福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場とすることを目的とする。</p>
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・子どもの気持ちを大切にし、温かく心に添う保育を行う。・成長に見合った環境構成と保育内容の充実を図る。・保護者の思いを受け止め、信頼関係を築いていく。・保健衛生、安全管理には、専門職として実践的な力を養い、責務を負う。・地域の子育て家庭を優しく支援する役割を担う。

2 教育・保育の内容

保育内容 (保育目標)	保育目標 1. 健康で明るく逞しい子 2. 自分で考え、学び、意欲的に活動できる子 3. 優しい心を持ち、人と自然を大切にする子 このような子どもに育ててほしいと願い、保育者との信頼関係の中で保育が展開されます。	
保 育 内 容 の 区 分	下記の領域にあわせた保育内容を実施します。	
	0歳～2歳	健康、生活、遊び
	3歳～5歳	健康、人間関係、環境、言葉、表現

3 職員体制

令和6年4月1日現在

園 長	1名（常勤専従）
主 任 保 育 士	1名（常勤専従）
保 育 士	23名（常勤専従10名※産休1名含む、 非常勤13名※産休育休2名含む）
保 育 補 助	1名（非常勤）
事 務 員	1名（常勤専従）
嘱 託 医	1名
嘱 託 歯 科 医	1名

4 保育をする日および時間帯

開所日	月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。
保育標準時間認定に係る保育時間	7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、土曜日を除き延長保育を行う。
保育短時間認定に係る保育時間	8時から16時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時までの範囲内で、土曜日を除き延長保育を提供する。

5 保育料等

保育料（利用者負担）	0～2歳児（3歳なった年度の3月末迄）の乳幼児にかかります。磐田市が定める指定の額
2号認定（3～5歳児）に係る主食費（幼児主食費）	月額 1,100 円
2号認定（3～5歳児）に係る給食費（幼児副食費）	月額 5,100 円
延長保育利用料（保育標準時間認定）	30分につき200円。 ただし、18時からの利用には別途おやつ代として50円かかります。
延長保育利用料（保育短時間認定）	30分につき200円。 ただし、18時からの利用には別途おやつ代として50円かかります。

※正当な理由があり19時を回る迎え時は、以下の金額を徴収致します。

19時00～19時10分 900円/19時10分～19時20分 1,300円/19時20分～19時30分 1,700円
19時30分以降の時間は、保育士の残業

その他諸費用

月刊誌代	実費（全園児※3ヶ月毎に集金）
レンタル箸代	200円（年少児・年中児・年長児 ※半年ごと）
レンタル布団代	1,200円/月（0歳児クラスのみ※3ヶ月毎に集金）
レンタルおむつ代	入園のしおり参照（使用する園児のみ※毎月）
使用紙おむつ回収代	入園のしおり参照（使用する園児のみ※毎月）
英語で遊ぼう！	受講料 500円/月 （年少児 1～3月・年中児 通年・年長児 4～12月 ※3ヶ月毎に集金）
園内活動に関する経費	実費
園外活動に関する経費	実費（年中児・年長児）
科学教材	実費 （年長児のみ） ※年度の金額により集金回数が変わります。
お泊り保育 夕食代	実費（年長児のみ）
食育	実費（年長児のみ）

6 利用定員

クラス	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	15名	15名	15名	15名	15名	15名	90名

7 利用の開始及び終了に関する事項

利用の開始は、市町村から保育の実施について委託を受けたときとし、利用の終了は園児が小学校に就学したとき、又は法に定める支給要件に該当しなくなったとき、又は、その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときとする。

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 緊急時における対応

保育・教育中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	磐田警察署	0538-37-0110
消防署	磐田市消防署(今之浦)	0538-37-0119

(2) 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	鎌田絵里(中泉保育園) 新村圭市(中泉の里)
消防計画届出年月日	磐田市消防本部 平成24年3月7日
避難訓練	毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器など

9 虐待の防止のための措置

虐待の防止のための措置に関する事項 ① 当園は、入所されている子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止研修の実施など必要な措置を講じます。 ② 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき、児童虐待の早期発見に努め、虐待や不適切な養育が疑われる場合は速やかに関係機関に通告します。(通告義務があります。)

10 要望・相談の受付

要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主任 鎌田 絵里 電話番号 0538-33-3400	
相談・苦情解決責任者	園長 伊藤 夫美 電話番号 0538-33-3400	
第三者委員	佐藤 雅子	電話番号 080-3752-2398
		元第三者委員の推薦
	兼田 順子	電話番号 (0538) 32-1959
		中泉地区民生委員児童委員 協議会の推薦

受付方法：面談、電話、文書などの方法により、相談・要望・苦情を受け付けています。
正面玄関・東非常口玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

1 1 保険に関する事項

保険の種類	園児団体傷害保険
保険の内容	保育園賠償責任保険、保育者賠償責任など
保険金額	対人最高2億円、1事故10億円、見舞金100万円など

1 2 情報提供に関する事項

就学に際し、入学予定の小学校へ情報提供をします。

また、子どもの保護の観点から公的機関に情報を求められた場合、必要であると判断した場合に限り情報を提供します。

1 3 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- ・職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。
- ・地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持します。
- ・職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

提出日 令和6年 月 日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。内容は別紙「重要事項説明書」本文に記載してあります。

尚、本契約書は保護者・法人が各1通ずつ所持し、保管するものとします。

保育園名：中泉保育園

所在地：磐田市中泉 2414 番地の 1

説明者：中泉保育園 園長 伊藤 夫美 ㊟

私は、書面に基づいて中泉保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、中泉保育園の利用に同意し、署名いたします。

令和6年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： ㊟

入園児童との関係（ ）児童から見た続柄

児童氏名 _____ 生年月日 年 月 日

児童氏名 _____ 生年月日 年 月 日

提出日 令和6年 月 日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。内容は別紙「重要事項説明書」本文に記載してあります。

尚、本契約書は保護者・法人が各1通ずつ所持し、保管するものとします。

保育園名：中泉保育園

所在地：磐田市中泉 2414 番地の 1

説明者：中泉保育園 園長 伊藤 夫美 ㊟

私は、書面に基づいて中泉保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、中泉保育園の利用に同意し、署名いたします。

令和6年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： ㊟

入園児童との関係 () 児童から見た続柄

児童氏名 _____ 生年月日 年 月 日

児童氏名 _____ 生年月日 年 月 日